

国民健康保険料  
納付証明事務取扱要綱

函館市市民部国保年金課

[ 目 次 ]

I . 国民健康保険料納付証明について

1. 国民健康保険料納付証明書の発行根拠	· · · · ·	P 1
2. 証明行為の性格	· · · · ·	P 1
3. 守秘義務	· · · · ·	P 1

II . 証明事務の一般的な事項

1. 証明の種類	· · · · ·	P 2
2. 証明手数料	· · · · ·	P 2
3. 証明する対象者	· · · · ·	P 3
4. 交付開始時期	· · · · ·	P 3
5. 証明可能年度	· · · · ·	P 3

III . 申請の受理と本人確認方法

1. 窓口での取扱い	· · · · ·	P 4
2. 郵送での取扱い	· · · · ·	P 5

(様式)

I 国民健康保険料 納付証明書・滞納なし証明書	交付申請書	· · · · ·	P 7
II 委任状	· · · · ·	P 8	
III 納付証明書	· · · · ·	P 9	
IV 納付証明書（滞納なし証明書、年度指定なし）	· · · · ·	P 10	
V 納付証明書（滞納なし証明書、年度指定あり）	· · · · ·	P 11	

## I. 国民健康保険料納付証明について

### 1. 国民健康保険料納付証明書の発行根拠

国民健康保険料の納付証明書の交付は、地方自治法第2条第2項に基づく住民サービスの一環としての市町村の事務に該当するものである。

#### ◇地方自治法第2条第2項

普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

- ※ 国民健康保険料納付証明は、地方税法第20条の10に基づく納税証明とは異なる。
- ※ 国民健康保険料の納付に関する証明書の交付については、国民健康保険関係法令等に規定はない。

### 2. 証明行為の性格

証明書の交付は、特定の事実について、公に証明するものである。

証明行為は、既存の事実について証明し、その限りにおいて、これに公の証拠力を与えることを目的とすべきものである。したがって、証明するにあたっては、推測を得た程度のものであってはならず、市において保管する台帳等で確認できる高度の信憑性があるのでなければならない。

### 3. 守秘義務

証明書は、その性格上個人情報に関わるものが多いので、その内容が第三者に漏れることのないように慎重に取扱う必要がある。

#### ◇地方公務員法第34条第1項

##### (秘密を守る義務)

職員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

#### ◇地方公務員法第60条第2項

##### (罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第三十四条第一項又は第二項の規定（第九条の二第十二項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者

## II. 証明事務の一般的な事項

### 1. 証明の種類

種類	記載内容	主な使用目的
国民健康保険料 納付証明書  《有料（1件300円）》	◇賦課年度ごとの記載内容 ・納付義務者の住所、氏名 ・調定額 ・納付済額 ・未納額 ・納期到来未納額（滞納額） ・備考（分割納付中など）	・出入国在留管理局へ提出 ・融資審査 ・その他
国民健康保険料 納付証明書 (滞納なし証明書)  《有料（1件300円）》	◇証明可能年度または賦課 年度ごとの記載内容 ・納付義務者の住所、氏名 ・滞納がないこと	・出入国在留管理局へ提出 ・融資審査 ・その他

### 2. 証明手数料

#### （1）手数料

手数料は、函館市手数料条例第2条第14号の規定により、1件、1通につき300円徴収する。

なお、公用のため官公署が請求する場合、同条例第4条の規定により、手数料は徴収しない。

#### ◇地方自治法第227条

（手数料）

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

#### ◇函館市手数料条例第2条

（手数料を徴収する事務およびその金額）

手数料を徴収する事務の区分およびその金額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる別表に定めるとおりとする。

（14） 他の事務 別表第14

別表第14（第2条関係）

（3） 税その他公課金に関する証明書の交付 1件につき 300円

## ◇函館市手数料条例第4条

### (手数料の減免等)

第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる別表の区分に応じ、当該各号に定める場合は、当該別表に規定する事務について、手数料は、徴収しない。

#### (2) 別表第14 公用のため官公署が請求する場合

##### (2) 1件の基準

1件の基準は、1納付義務者、1年度につき1件とする。また、普通徴収、特別徴収合わせて1件、隨時賦課分は賦課年度分に含めて1件とする。

なお、滞納なし証明書において、年度を指定しない場合、年度の数によらず、1件とする。

##### (3) 徴収方法

窓口または郵送で申請があったものにつき、現金または定額小為替により徴収し、申請者に領収書を交付する。

#### 3. 証明する対象者

申請日において、市の国民健康保険の世帯主である者、または、過去に市の国民健康保険の世帯主であった者のいずれかに該当する者について、交付する。

#### 4. 交付開始時期

証明書の交付は当該年度の賦課決定に係る処分がなされ、決定（変更）通知書発送日から行う。

#### 5. 証明可能年度

現年度分と前7年度分までについて、証明書を発行する。

### III. 申請の受理と本人確認方法

#### 1. 窓口での取扱い

##### (1) 申請者の範囲

- ① 本人および同居の家族
- ② 委任状等により委任された者
- ③ 相続人、法定後見人等
- ④ 法令等で証明書の交付申請をするとできるとされている者（公用）

一般的に夫婦・親子は相互扶助・協力関係の下で繋がった集団であり、また、民法では、夫婦間の相互扶助、協力を義務として定めていることから、申請者が同居の家族であれば委任状の提出は不要とする。

##### (2) 申請者の確認

- ① 申請書の署名と申請者本人の健康保険の被保険者証や運転免許証等（以下：本人確認書類）で確認する。ただし、氏名しか記載がない場合やその他必要と判断される場合は、市において保管する台帳（住民基本台帳その他）で照合可能な事項（住所、生年月日、保険証番号等）を質問し確認する。
- ② 何も持たない場合は、上記①と同様に照合可能な事項を質問し確認する。

※ 申請者の本人確認をしたときは、必ず申請書の函館市記入欄に確認方法を記入する。

##### (3) 委任状

原則、委任状は納付義務者の自署作成で次の要件を満たさなければならない。  
なお、要件を満たすものであれば所定の様式以外でも委任状として取扱う。

- ① 納付義務者の住所、氏名、電話番号
- ② 委任した事項
- ③ 作成日
- ④ 代理人の住所、氏名、電話番号

##### (4) 委任事項の確認

作成された委任状に不備のないときは、申請者の本人確認を行い、受理する。  
なお、委任状に軽微な不備があるときは、納付義務者に電話で連絡をとり、確認できたときのみ申請を受理する。

また、納付義務者本人が委任状を作成することが困難な場合は、申請者に、その理由等を質問し、親族関係・使用目的等を考慮したうえで、納付義務者の本人確認書類で委任確認をする。この場合も申請書の函館市記入欄に確認方法を記入する。

#### (5) 申請書の代筆

身体が不自由で申請書に記入できない場合、受付職員が代筆する。

#### (6) 外国人等による申請

外国人等で日本語の記入ができない場合

- ① ローマ字書きが可能なときは、ローマ字で記入してもらい代筆はしない。
- ② ローマ字書きもできないときは、受付職員が代筆する。

※ 申請書の代筆を行ったときは、申請書の函館市記入欄に“代筆”と記入する。

### 2. 郵送での取扱い

郵送での基本的な取扱いは、「1. 窓口での取扱い」と同様とするが、郵送に関する事項は、以下のとおりとする。

#### (1) 本人確認方法と証明書の送付先

- ① 本人確認は、申請者に送付させた氏名および現住所を確認できる本人確認書類の写しにより行う。
- ② 証明書の送付先は、原則、本人確認書類で確認した申請者の住所に送付する。
- ③ 申請者の住所以外の場所に送付を求められた場合は、その理由と送付場所を確認し送付することができる。

#### (2) 郵送等に係る費用の負担

申請書、証明手数料等の郵送、定額小為替の発行、返信用封筒・切手の購入に係る費用は、申請者の負担とする。また、返信用封筒には、本人確認書類に記載の住所を記載するものとする。

### 附 則

この要綱は、令和2年3月11日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

( 様 式 )

# 国民健康保険料 納付証明書 交付申請書

(宛先) 函館市長

年 月 日

申請者 ※窓口に 来られた方	住所	
	氏名	
	電話番号(郵送による申請の場合のみ記載)	
	納付義務者(世帯主との関係) <input type="checkbox"/> 世帯主本人 <input type="checkbox"/> 同居の家族 <input type="checkbox"/> その他 ( ) → 要委任状	
どなた (世帯主名) の証明書が 必要ですか	住所(申請者と同じ場合は「同上」)	
	氏名(申請者と同じ場合は「同上」)	
必要な 証明書	<b>国民健康保険料 納付証明書</b> ※調定額、納付済額、納期到来未納額等を証明	<b>国民健康保険料 滞納なし証明書</b> ※滞納がないことを証明
	平成・令和 年度分(通)	全年度に滞納がないこと(通)
	平成・令和 年度分(通)	平成・令和 年度分(通)
使用目的	<input type="checkbox"/> 出入国在留管理局へ提出 <input type="checkbox"/> 融資審査 <input type="checkbox"/> その他( )	

※1 証明手数料は、1納付義務者、1年度、1通につき300円です。

※2 申請の際には、本人確認書類(健康保険証、免許証など)が必要です。

※3 直近で納付したものがあるときは、領収書、引落口座の通帳、年金振込通知書等をお持ちください。

※4 郵送での申請の場合は、事前に国保年金課収納担当(電話 0138-21-3154)へ、必要な証明書や手数料の金額を確認のうえ、申請書、現金または定額小為替をおつりの出ないよう送付してください。

また、申請者の本人確認書類の写し、返信用封筒、切手も併せて、送付してください。

(函館市記入欄)

【受付番号

郵送】

本人確認書類				手数料額
<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他( ) 宛名番号( )				証明手数料 <input type="checkbox"/> 通 × 300円 = 円 <input type="checkbox"/> 公用
課長	主査	担当	公印確認	

# 委任状

年 月 日

(宛先) 函館市長

(委任者: 依頼する世帯主の方)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

私は以下の者を代理人と定め、以下に記載の証明書の交付申請および受領の権限を委任します。

(代理人: 窓口に来られる方)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(必要な証明書)

国民健康保険料 納付証明書	国民健康保険料 滞納なし証明書
※調定額、納付額、納期到来未納額等を証明	※滞納がないことを証明
平成・令和 年度分(通)	全年度に滞納がないこと(通)
平成・令和 年度分(通)	平成・令和 年度分(通)

※ 委任状は、委任者本人が署名してください。

※ 委任状は、同居の家族以外の方が申請する場合に提出してください。

## 国民健康保険料 納付証明書

住所（所在地）	
氏名（名称）	

賦課年度 科 目	年調定額 (円)	納付済額 (円)	未 納 額 (円)	納期到来未納額(円)
年度 国民健康保険料				
－以下余白－				
備 考				

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　月　日

函館市長

(市民部国保年金課)

## 国民健康保険料 納付証明書

住所(所在地)	
氏名(名称)	

賦課年度 科 目	年調定額 (円)	納付済額 (円)	未 納 額 (円)	法定納期限等 納期到来未納額(円)

滞納なし

備考	
----	--

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

函館市長

(市民部国保年金課)

## 国民健康保険料 納付証明書

住所(所在地)	
氏名(名称)	

賦課年度 科 目	年調定額 (円)	納付済額 (円)	未 納 額 (円)	法定納期限等 納期到来未納額(円)
年度				
国民健康保険料				
一以下余白一				
備考				

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

函館市長

(市民部国保年金課)